

# 平成23年度予算編成に対する要望書

豊橋市長

佐原 光一 様



公明党豊橋市議団

宮澤 佐知子

鈴木 博

沢田 都史子

伊藤 秀昭

小田 鍵三

鈴木 義則

昨年夏の政権交代から1年余を経過しましたが、実質的な前進がなされないまま、政治の停滞、政治不信が続いています。この間、景気・経済の問題では円高・株安が国民生活に重大な打撃をもたらし、改革の一丁目一番地であった「地方主権」もいっこうに見えてきません。こうした中で、本市の新年度予算編成環境は厳しいものがあります。

「地域力」と「行政力」を結集して「豊橋力」を高めるために、メリハリの利いた施策の展開が何よりも大切です。

私たちはこの事態に対して「市民の生活を守るのは政治の責任である」との視点で、生活現場からの市民の声を集約し、公明党豊橋市議団として4つの常任委員会ごとに各項目についてまとめました。

よって特段の配慮をもって予算編成にあたられるよう要望します。

平成22年11月26日

## ●総務委員会関係（総務部・財務部・企画部・文化市民部・会計課・監査委員・選管）

### 【行財政改革】

1. 「行政評価システム」の10年間の蓄積を踏まえ、「第5次総合計画」に基づき、その行動計画としての「行財政改革プラン」を着実に活かし、多様な主体との協働・連携を通じた「豊橋の活力」に結び付けること。

2. 引き続き厳しい歳入環境にあるが、職員の諸手当や退職金などの見直しに継続的に取り組み総人件費の抑制に努めること。ただし、市役所と住民の距離が離れたり、市民満足度の低下につながるようなことがあってはならない。

3. 公共施設の資産情報を「固定資産台帳」の整備や「公共施設白書」を通じて明確にし、経営資源としての公共施設の有効活用、適切な公民連携を図り、フルスペック型から脱却して将来のあるべき更新計画を明確にすること。

4. 現在の本市の会計処理は「単式簿記方式」で、現金主義で行われている。この方式の問題は「ストック情報の欠如」にあり、施設の費用対効果を的確に測定できない。財務諸表に関する分析と活用を深め「財政の見える化」に取り組み、公会計改革についても取り組みを始めること。

### 【人材育成】

5. 「豊橋の活力」は「地域力」「行政力」にかかっている。そしてそれは「人材育成」にかかっている。職員の意欲や能力を重視した人事考課など複眼的な人事評価を進めるとともに、専門性の高い「行政のエキスパート」の育成を第一義に考えた「人材育成指針」を確立すること。

### 【情報化】

6. 庁内情報システム運用については、国の「電子自治体推進指針」に基づきコスト面からの精査も徹底し、コントロール機能を強化すること。また、相次ぐ制度改革に伴うシステム改修などに対応するため、次期ホストコンピュータにはオープンシステムや自治体クラウドの導入などに柔軟に対応し、コスト削減に努めること。

### 【市民協働】

7. 「協働のまちづくり」の取り組みにあっては、「市民協働推進条例」の具体化や「市民協働推進基金」の活用を努め、自立した地域づくりが可能になるよう“校区分権まちづくり”などの仕組みづくりを推進すること。

### 【シティプロモーション】

8. 豊橋の個性、豊橋の強みは何か、豊橋の何をシティプロモートするのか、シティプロモートの成果をどこに求めるのか。行動計画を明確にして、ストーリーのあるシティプロ

モーションを展開すること。

#### 【広報広聴】

9. 広報、広聴体制を強化し、IT 活用も含め「お知らせ広報」から地域主権、地域経営のために自治会との連携を深め、地域コミュニティの醸成に意を用いた「市民と共に考える広報」へ不断の改革に取り組むこと。そのためにも自治会ごとの「自治会広報活動」を促進するサポート体制を作ること。

#### 【水源対策】

10. 設楽ダムは全国各地のダム事業と同様、予断なく検証するための検討会議が始まるが、設楽ダム事業は、下流地域が長きに亘り強く要望してきた事業であり、上下流域が一体となって設楽ダムの必要性を国に強く訴えていくこと。併せて、市民にもその必要性について再度周知していくこと。

#### 【広域連携】

11. 豊川水系一体の発展のために、本市がリーダーシップを発揮し、地域医療や防災対策など広域連携のさらなる強化に取り組むこと。また、三遠南信広域連携のため、「三遠南信地域連携ビジョン」の具体化に行政、経済界、住民が一体となって取り組む環境整備にも努めること。

#### 【安全・安心】

12. 県内他市町に比べ軽犯罪が増加傾向にあり、警察や防犯協会との連携を深め、国の緊急雇用制度などを活用し、犯罪多発地域での夜間パトロール強化などにより、犯罪減少に取り組むこと。また、交通事故防止、特に、高齢者の死亡事故撲滅に向け、体験型講習会の実施などに取り組むこと。

#### 【男女共同参画】

13. 性差から個人差の時代に向け「男女共同参画行動計画」に掲げた基本目標の着実な推進に努めること。また、DV 意識の高揚を図りネットワークの充実にも努めること。更に「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が着実に推進されるよう市民に周知するとともに、企業への働きかけを行うこと。

#### 【文化振興】

14. 「豊橋文化振興指針」に基づき、豊橋の個性を活かした市民レベルでの地域文化の振興を図ること。また、ワークショップなどを通して青少年が一流の文化芸術に触れ、指導が受けられる機会の拡大に取り組むこと。

15. 芸術文化ホールの建設が始まるが、施設の利用促進に向け、地域に根付いた多彩な文化事業が行われるよう、ハード・ソフト両面での準備に取り組むこと。生活家庭館と統合する勤労福祉会館との機能のすみわけに意を注ぐこと。勤労福祉会館の駐車場増設にも取

り組むこと。

【国際交流】

16. 「多文化共生推進計画」に基づき、外国人市民、特に、日系ブラジル人を日本人と同じ地域住民であるとの認識のもと、「多文化共生の地域づくり」を具体的に進めること。

【指定管理者】

17. 指定管理者制度の導入後の事業評価をしっかりと行い、更なる拡大に努めること。その際、効率性だけでなく、市民満足度の向上と更なる民間参入を促す仕組みづくりに意を注ぐこと。

●**環境経済委員会関係**（環境部・産業部・農業委員会）

【中心市街地】

1. 中心市街地活性化への取り組みは、行政のリーダーシップのもと、「中心市街地活性化基本計画」に基づく事業の推進を図ること。また、地元商店街による自主的な活性化への取り組みの促進に努めること。

【産業振興】

2. 「サイエンスクリエイト 21」事業計画の推進とリサーチパークなどへの積極的企業誘致、人材育成セミナーなど地場産業支援の産学官の仕組みを強化し、「食農産業クラスター」など地域資源を活用した新産業創出、新規雇用拡大に取り組むこと。

3. 中小企業支援は、喫緊の課題である。引き続き、制度融資の充実に努めること。また、雇用に関しては、国・県等と連携した取り組みを強化すること。

4. 本市農業を更に、「強い農業」へ発展させるために、新規就農者対策、集約型農業への転換、農産物の輸出への支援など、農業所得の確保と意欲ある担い手の育成への支援を図ること。

5. 農産物の需要拡大や付加価値を高めるための国内外への販売促進、ブランド化の取り組みを強化すること。

6. 「めぐりパーク食彩村」を拠点として、地産地消の推進、豊橋産農産物の有効利用を図るため、加工所・レストランなどの施設整備など、ファーマーズマーケットの機能強化を図ること。併せて、近隣の「りすば豊橋」との連携により、一体的な利用促進に努めること。

7. 「鳥獣被害防止特措法」に基づき、平成21年度に策定した「鳥獣被害防止計画」の推進に取り組むこと。特に、農家や鳥獣駆除関係者を対象とした専門家による研修会等を実施し、効果的な被害防止や野生鳥獣の保護に取り組むこと。

8. 全国に誇る豊橋ブランドの“ウズラ”については、更なる需要拡大のために、消費者とともにウズラを「新しい食文化」とする体制をつくっていくこと。また生産者に対しても、引き続き、きめ細かな支援を行っていくこと。

9. 農業生産基盤の充実と農家の生産力・経営力の強化、国内の食料自給率の向上を図るため、耕作放棄地の解消や活用を推進すること。また、耕作放棄地の有効利用の面からも家畜用稲発酵粗飼料（WCS）の生産支援に努めること。

10. 地域経済に壊滅的な打撃を与える恐れのある、家畜伝染病の発生を防ぐため、石灰の保管などの取り組みを推進すること。

11. 循環型農業や環境にやさしい農業の推進を図るため、家畜排せつ物のたい肥化等、バイオマス資源の有効利用や、二酸化炭素削減につながるクリーン技術の導入を推進すること。

#### 【環境対策】

12. 太陽光発電システムを代表とする自然エネルギーの活用、LEDの導入、エコカーの普及、緑のカーテン、ペレットの導入など、「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、グリーン&クリーンな社会実現のため、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを推進すること。

13. 路面電車・自転車を活かした「エコなまちづくり」に取り組むこと。また公共施設のエコ改修にも取り組むこと。

14. 530運動発祥の地として、「ごみを捨てない、持ち帰る」意識と併せて、ごみ減量や資源リサイクルの啓発推進の市民意識を高めていくこと。

15. 厳しい財政状況において、高額な整備費を要する「ごみ焼却炉」の延命化は重要課題である。平成3年度より稼働の3号炉の計画的な整備に加えて、平成14年度稼働の1・2号炉についても適切に整備を進めていくこと。

16. 本市は太平洋や三河湾、山々に面しており、生物多様性のうえからも貴重な生物の宝庫となっている。今後ともアカウミガメや葦毛湿原などの生態系の保護・保全にも努めること。

17. 三河湾は閉鎖性水域であり、これまでも伏砂等を行って浄化に努めてきたところであるが、環境面からも、今後とも粘り強く浄化作業に取り組んでいくこと。

#### 【三河港】

18. 第3セクター「三河港コンテナターミナル株式会社」を積極的に支援するとともに、

同社と協力して国内外への積極的なポートセールス活動の展開により航路拡大、集荷拡大を図ること。

19. 新規の直轄港湾整備事業の着手が可能となる「重点港湾」として、港湾機能の整備充実を図るとともに、環境と調和した「港湾計画」の早期改定、「特定重要港湾」への格上げ指定に向け、国・県に粘り強く働きかけること。

20. 「国際自動車コンプレックス構想」の実現に向けた推進体制づくりを図ること。また「ポートインフォメーションセンター」を拠点とした親しまれる港づくりに向け、更に努めること。

## ●福祉教育委員会関係（福祉部・健康部・市民病院・教育委員会）

### 【教育】

1. 学校の安全管理体制の自主点検を随時行うとともに、幅広い地域の協力を得て、総合的な学校サポート体制の充実に努めること。また、不審者への対応は、迅速な保護者へのメール配信や児童生徒への注意喚起、更には、訓練を通じた危機対応能力の向上にも努めること。

2. これまでの「英語教育」の成果と課題を踏まえて、英語の聞き取りや積極的に英語を話す能力のスキル・アップのため、ALTや副読本の活用、充実に努めること。同時に、日本の文化を理解し大切にすることの育成を図ること。

3. 中央図書館や配本センター、地区市民館等とのネットワークの拡充で、図書の検索や予約、受取り場所の指定、返却など更なる利用者の利便性の向上に努めること。また、南陵地区市民館、窓口センターとの一体的な整備を計画している「南地域図書館」においては、その立地条件を十分に活かした整備を推進すること。

4. 「子ども読書活動推進計画」のもと、子どもたちの豊かな心を育むため、継続的な読書運動の充実に取り組むこと。また、「読み聞かせ運動」や「朝の読書運動」、「文字・活字文化の日」（10/27）の拡充にも努めること。

5. アレルギーに悩む子どもが増えてきている現状において「学校のアレルギー疾患に対する取組みガイドライン」に即した、学校の具体的な対応の充実に努めること。また、食物アレルギーへの理解やエピペン（アドレナリン注射）の使用法の研修会の開催など、更なる環境整備に努めること。

6. 適応指導教室の学習環境整備やスタッフの拡充など、児童生徒の状況に即したきめ細かな不登校対策の充実に努めること。また、校内暴力など問題行動への対応においては、日頃から学校、地域、PTAとの連携強化を図ること。

7. 発達障がい児などに向き合うため、特別支援教育コーディネーターを核とした教員研修や特別教育諸学校との連携強化に努めること。また、“読み”が困難な児童生徒のための「マルチメディアダイジ教科書」の活用に努めること。更に、市民要望の強い「豊橋市養護学校」の誘致・開設においては、県との綿密な連携のもと、早期の具体化に努めること。

8. 小中学校におけるパソコンの活用については、情報嘱託員の活用や情報教育講座の充実など、教える側のマンパワーの充実に努めること。特に、情報端末の管理についてはマニュアルに基づいた情報セキュリティを構築すること。

9. 体育館・校舎等（南陵中学校等）施設改善については、地域の実情を鑑み、計画推進に努めること。また、学校トイレの快適性は子どもたちの健康面や生活面に密接に関わっているので、継続的にトイレ改修に取り組むこと。更に、「校庭の芝生化」は、実施校の検証を踏まえて拡充に努めるとともに、環境面を総合的に配慮した「エコスクール」の整備に努めること。

10. 職業体験や奉仕活動、自然体験活動などのプログラムを積極的に取り入れ、子どもの多様性を尊重し、学校農園等「食農教育」の取り組みを通して、人間教育の確立を図ること。

11. 新たな放課後の子どもの居場所としての「放課後子ども教室」は、モデル校の検証を踏まえて、地域のニーズに即した対応に努めること。また、「放課後児童クラブ」は、地域の要望や実情を踏まえた柔軟な運営に努めること。

12. 子どもの体力と学力の向上、豊かな人間性を育むためにもバランスの取れた食事が欠かせない。栄養教諭の活用を通じて食育の充実に努めること。特に、「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発に努めること。また、地産地消の観点からも地元農産物を使った給食や、米飯給食の拡充に努めること。

13. 教師こそ最大の教育環境である。「教師力」向上のため、情熱をもった教員を養成するとともに、教員を地域がサポートする体制づくりとしての「地域教育ボランティア活動事業」の推進に取り組むこと。また、先輩教師の体験を継った「教育羅針盤」の活用にも努めること。

14. 今後10年間の本市の教育の基本方針となる「教育振興基本計画」の策定においては、「豊橋の教育」としての本市独自の取り組みを盛り込むこと。また、子どもから成年までの成長段階に応じた施策の展開や、生涯学習、スポーツ・芸術文化を身近で親しむことができる環境整備に努めること。

15. 校外学習の安全管理体制の整備においては、カッターボート事故の教訓を活かし、

「子どもの安全第一」の視点で、安全マニュアルや事故対応マニュアルの厳格な運用と事前の周到な準備を行うこと。

#### 【介護・健康・福祉】

16. 介護保険事業の運営にあたっては、高齢者の体力づくりや生きがいづくりなど、介護予防サービスや地域密着型サービスの充実に努めること。また、介護サービスの需給のミスマッチなど課題への対応や費用の負担軽減に努めること。

17. 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために地域見守りネットワークや24時間介護支援サービスなどの「地域包括ケアシステム」を構築し、その機能を担う中核として「地域包括支援センター」の特に人員体制を強化すること。

18. 「後期高齢者医療制度」の見直しにおいては、保険料の地域格差や低所得者対策などに配慮しつつ、医療費全体の増大につながらないような制度設計について、国に強く要望すること。

19. 女性特有の乳がん・子宮頸がんの無料検診については、今年度に引き続き行なうこと。子宮頸がんについては、ワクチン接種と予防検診でほぼ100%予防できることから、ワクチン接種に対する公費負担を行なうとともに、ワクチン接種に対する正しい情報を周知すること。

20. 子どもの細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチン接種に対する公費助成をすること。

#### 【子育て支援】

21. 妊婦検診については、引き続き14回の基本検診を公費負担とすること。また、ATL（成人T細胞白血病）やHAM（髄膜炎）を引き起こすHTLV-1（ウイルス）は、感染経路が、母乳を介した母子感染によることから、妊婦検診での抗体検査を実施することが決定しました。これを受け、この病気についての正しい情報を伝えていくこと。

22. 子育て支援にあっては、「チャイルド・ファースト（子ども優先）」の視点を重視し、市民・事業者・行政の役割、責任のもとで保育サービスの拡充や放課後子どもプランの充実、育児休業の取得推進など、子育て環境の整備を図ること。また、マタニティマークの周知にも努めること。

23. 「こども未来館（ココニコ）」の管理運営においては、安全性や企画力などソフト面の魅力アップに努めるとともに、地域との交流を通して回遊性の創出に努めること。

#### 【児童虐待対策】

24. 子どもの生存権を脅かす「児童虐待」については、児童民生員や児童相談所、警察など児童虐待防止ネットワークの機能を活かし、市民からの通報などにも迅速・適切に対処

すること。

25. 「赤ちゃんの駅」事業については、施設・店舗の拡充および情報提供に努めること。また、いつも持ち歩くことができる子育てマップを作成し、子育てのお母さん方に喜ばれる事業の展開に努めること。

【障がい者】

26. 「障害者自立支援法」の見直しにおいては、障がい者福祉サービスの質と量が財政的な面からも担保され、持続可能な体系となるよう、国に強く要望すること。また、内部障がい者への理解を深めるため、「ハート・プラス」マークの普及や駐車場の表示などに努めること。

【保健所・保健センター】

27. 「保健所・保健センター」の集約・連携機能の充実及び「子ども発達センター」を東三河地域の療育拠点施設として、診療・訓練・相談機能などの充実に努めること。

28. 「動物の愛護及び管理に関する法律」の具体化のため、動物の人間に対する貢献を、社会全体で再確認すると共に、「共生社会」を築くべく、飼い主責任を明確にしていくこと。また、遺棄・虐待・引き取りについても相談窓口をわかりやすくすると共に、譲渡施設の設置についても粘り強く取り組んでいくこと。

【うつ病対策】

29. うつ病や不安障害をかかえる市民が増えているが、薬物療法だけに頼らない「認知行動療法」の普及・啓発や、保健師によるアウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供する体制の整備を図ること。

【市民病院】

30. 総合周産期母子医療センター開設に向け、助産師が正常分娩を担えるバースセンター（院内助産所）を開設し、医師の負担軽減とともに、安心の産科医療を拡充すること。

31. 地域がん診療連携拠点病院としての役割を担い、質の高い医療の提供に努めること。また、がん診療に携わるすべての医師を、計画的な研修等による「緩和ケア」についての基本的な知識の習得に努めること。

32. 「豊橋市民病院改革プラン」の着実な推進により、経営健全化に努めること。また、国の医療制度改革の動向を注視するとともに、後発医薬品の採用を更に拡大すること。

33. 病院におけるリスクマネジメント・システムの確立や、患者の立場にたったルールづくりなど医療事故の防止、安全医療の充実に努めること。

34. 新型インフルエンザなど新たな疾病や感染症の予防、防御対策については国や県、保健所と綿密に情報交換し、その対策に万全を期すこと。

35. 女性特有の身体的状況や精神的不安について、経験豊かな看護師など女性スタッフがサポートする「女性相談室」が、患者総合支援センターに設置されているが、更にPR活動に力を入れ、女性のニーズに添えていくこと。

36. 災害拠点病院としての使命を果たすため、BCP（事業継続計画）を作成し、災害に強い、病院体制を確立すること。

### ●建設消防委員会関係（建設部・都市計画部・上下水道局・消防本部）

#### 【都市基盤整備】

1. 下水道事業においては、大岩・二川地区の汚水管渠の整備や、市街地の雨水対策など、計画的に整備・仕上げをするとともに、次期整備計画についても、効率よく整備が行えるよう配慮・検討していくこと。また、引き続き有収率や水洗化率の向上にも努めること。

2. 水道事業においては、配水管の耐震化、老朽管の更新や災害に強い施設づくりなど、維持管理を計画的に進めるとともに、原水や水質の確保、安定給水に努めること。

3. 河川整備においては、記録的豪雨などの教訓を活かし、護岸の整備手法など国や県と連携し、対策をさらに進め具現化していくとともに、計画的な流域貯留浸透事業などを通じて、洪水調整機能を高めること。

#### 【公園整備】

4. 公園整備においては、市民協働の参画を進めるとともに、災害時に対応できる拠点、高齢者や子供たちが安心して利用できる場所として、地域の実情にあった安全で親しまれる公園とすること。遊具の管理、トイレの清掃や緑化維持など、地域や公園協力会・ボランティアを活用した仕組みづくりなどの推進に努めること。また、住宅急増地域への公園設置に取り組むこと。

#### 【地域公共交通】

5. 全国的にも貴重な、「路面電車を活かしたまちづくり」施策の推進、交通バリアフリー法による路線バスの低床車両の導入促進を図るとともに、「地域生活」バス・タクシーの実証実験の成果を検証し、地域の实情に合った交通手段の確保、誰もが利用しやすい交通環境の整備、交通意識の変革など「地域公共交通」の体系化、具体化に努めること。

#### 【総合動植物公園】

6. 総合動植物公園の運営にあたっては、「何度も行ってみたいくなる公園」をめざして、独創的な展示・魅力ある企画に取り組むこと。目立つ動物・人気動物の確保も大切であるが、それぞれの動物の個性・習性をより知ってもらうとともに、幅広い年齢層の来園者の動線

に配慮した対応や、遊園地の遊具のありかた、改修・安全対策など来園者の安全安心と満足度を高め、日本一の動物園をめざすこと。そのためにも、さらなる看板設置など目に見える形でのPRに努めること。

#### 【まちづくり】

7. 「歩いて暮らせるまちづくり」を基本理念に、「人にやさしい・環境にやさしいまち」をめざしていくこと。一定の範囲に医・職・住など日常生活機能が集約した生活圏が理想であるが、地域資源を活かした特色のあるまちづくりに努めていくこと。

#### 【耐震診断・改修】

8. これまでも、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修費補助事業を継続・推進してきたが、申し込みが伸び悩んでいることもあり、その原因究明を行うとともに、減災に向けて、研究機関と連携し、効果的・経済的な改修方法を積極的に提案すること。

#### 【建築確認】

9. 「改正建築基準法」の運用にあたり、建築確認審査の迅速化は改善されつつあるが、民間も含め構造計算を担う建築士の増員や待遇改善、評価について、国に対策を要望すること。また、現場で作業を行なう職人のための講習会を東三河でも実施し、確認作業がよりスムーズに進むよう取り組むこと。

#### 【道路整備】

10. 広域幹線道路網の整備については、三河港や東三河と三遠南信地域との交通ネットワーク化を更に進めること。また、「三河港周辺地域産業幹線道路ビジョン」や浜松三ケ日・豊橋道路（仮称）の早期具体化に向け、周辺自治体や産業界と連携して国や県に強く働きかけること。

11. 幹線市道や生活道路の維持管理については、交通安全や補修・路面排水・舗装など迅速な対応に努めるとともに、工事においては他の事業者と連携し、一体的で効率的な整備に努めること。

#### 【市営住宅】

12. 市営住宅の入居において、待機者が多い現状から、退去後の早期改修や建替え時の戸数増など供給不足の解消に努めること。また、高齢者・母子・障がい者世帯などが増加していることもあり、暮らしやすい、人にやさしい住宅環境に配慮すること。建て替えにあたって、交通の便の良い地域への拡大を進めるとともに、贅沢すぎる作りにならないようにすること。また、「慢性的待機者」については、優先順位など何らかの方法を考えること。

13. 高齢者の孤独死の防止対策など、住宅課がリードして住宅居住者や地域の自治会と連携し、コミュニティの強化に取り組むこと。

【防災力の高度化】

14. 同報系の無線整備など災害時の情報連絡体制の充実、緊急復旧資材や水・食料の補給体制、病気・ケガ人のトリアージ対応など、防災体制の高度化を図ること。特に、障がい者や高齢者など、災害時要援護者の避難誘導體制などを支援する仕組みづくりを早急に確立すること。

15. 消防署所の消防力の充実を図るとともに、救急体制の更なる高度化のために、救命救急士の養成やメディカルコントロールの充実を図ること。また、多くの施設等にAED（自動体外式除細動器）が配備されたが、中学生・高校生等も含め使用方法の受講者拡大を図ること。

【地域防災力の向上】

16. 防災リーダーの養成や応急手当の普及啓発、機能別消防団やBCP（事業継続計画）など地域事業所との連携による地域防災力の充実、強化に努めること。また、女性分団の強化に対する支援に努めること。住宅火災警報器についても、さらなる普及拡大に努めること。